

十勝川流域砂防技術検討会 直轄部会

委員名簿

- 泉 典洋 北海道大学大学院工学研究院環境フィールド工学部門 教授
- 内田 太郎 国土技術政策総合研究所土砂災害研究部砂防研究室 主任研究官
- 岡田 剛 帯広市都市建設部 土木課長
- ◎小山内信智 北海道大学大学院農学研究院 特任教授
- 笠井 美青 北海道大学大学院農学研究院 准教授
- 高井 清昭 北海道森林管理局 上席技術指導官（治山担当）
- 寺越 孝則 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部 治水課長
- 寺田 治 幕別町建設部 土木課長
- 成沢 雄治 中札内村 施設課長
- 船木 淳悟 土木研究所寒地土木研究所 水圏研究グループ長
- 米元 光明 北海道開発局帯広開発建設部 治水課長
- 渡邊 康玄 北見工業大学工学部 教授

◎委員長
(敬称略、五十音順)

十勝川流域砂防技術検討会 補助部会

委員名簿

- 泉 典洋 北海道大学大学院工学研究院環境フィールド工学部門 教授
- 内田 太郎 国土技術政策総合研究所土砂災害研究部砂防研究室 主任研究官
- ◎小山内信智 北海道大学大学院農学研究院 特任教授
- 笠井 美青 北海道大学大学院農学研究院 准教授
- 木村 淳彦 芽室町 建設都市整備課長
- 菅野 将司 北海道森林管理局十勝西部森林管理署東大雪支署治山グループ 統括治山技術官
- 高井 清昭 北海道森林管理局 上席技術指導官（治山担当）
- 高橋 寛史 清水町 建設課長
- 寺越 孝則 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部 治水課長
- 初山 一也 新得町 施設課長
- 船木 淳悟 土木研究所寒地土木研究所 水圏研究グループ長
- 米元 光明 北海道開発局帯広開発建設部 治水課長
- 渡邊 康玄 北見工業大学工学部 教授

◎委員長
（敬称略、五十音順）

十勝川流域砂防技術検討会 直轄部会 規約

(名称)

第1条 本部会は、「十勝川流域砂防技術検討会直轄部会」(以下「直轄部会」という)と称する。

(目的)

第2条 直轄部会は、十勝川流域において平成28年8月台風等により大規模な土砂移動現象が発生し、流域の土砂災害リスクが高まっていることを踏まえ、直轄砂防事業の主体である北海道開発局長に対し、砂防事業の実施方針について技術的な助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 直轄部会は、前条の目的を達成するため、次の事項に対し技術的助言を行う。

- ・ 将来想定すべき土砂移動現象
- ・ 砂防事業の実施方針

(委員の委嘱)

第4条 委員は、「十勝川流域砂防技術検討会」で決定し、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部長が任命する。

2 委員の任期は委嘱の日から当該年度の年度末までとし、再任を妨げない。

(組織)

第5条 直轄部会は委員の二分の一以上が出席しなければ、直轄部会を開き、議決することができない。

2 直轄部会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出し、直轄部会を総括する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(事務局)

第6条 直轄部会の事務局は、北海道開発局帯広開発建設部に置く。

2 事務局は、直轄部会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 直轄部会の規約改正、その他運営に関して必要な事項は直轄部会において定める。

十勝川流域砂防技術検討会 補助部会 規約

(名称)

第1条 本部会は、「十勝川流域砂防技術検討会補助部会」(以下「補助部会」という)と称する。

(目的)

第2条 補助部会は、十勝川流域において平成28年8月台風等により大規模な土砂移動現象が発生し、流域の土砂災害リスクが高まっていることを踏まえ、補助砂防事業の主体である北海道知事に対し、砂防事業の実施方針について技術的な助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 補助部会は、前条の目的を達成するため、次の事項に対し技術的助言を行う。

- ・ 将来想定すべき土砂移動現象
- ・ 砂防事業の実施方針

(委員の委嘱)

第4条 委員は、「十勝川流域砂防技術検討会」(以下「検討会」という)で決定し、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部副局長が任命する。

2 委員の任期は委嘱の日から当該年度の年度末までとし、再任を妨げない。

(組織)

第5条 補助部会は委員の二分の一以上が出席しなければ、補助部会を開き、議決することができない。

2 補助部会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出し、補助部会を総括する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(事務局)

第6条 補助部会の事務局は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に置く。

2 事務局は、補助部会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 補助部会の規約改正、その他運営に関して必要な事項は補助部会において定める。